

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1,176単位		1,176	1月につき	
	2111	訪問型サービス11日割			日割の場合 ÷30.4日	39単位	39	1日につき
	1211	訪問型サービス12		(2) 1週に2回程度の場合 2,349単位		2,349	1月につき	
	2211	訪問型サービス12日割			日割の場合 ÷30.4日	77単位	77	1日につき
	1321	訪問型サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位		3,727	1月につき	
	2321	訪問型サービス13日割			日割の場合 ÷30.4日	123単位	123	1日につき
	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
	6001	訪問型サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算	1月につき
	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の15%減算	
	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の12%減算	
	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の15%加算	1月につき
	8001	訪問型サービス特別地域加算日割					所定単位数の15%加算	1日につき
	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の10%加算	1月につき
	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の10%加算	1日につき
	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の5%加算	1月につき
	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の5%加算	1日につき
	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200
	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき	
	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50 1回につき
	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算			
	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算			
	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算			
	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算		
	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算		
	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算		
	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算		
	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算		
	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算		
	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算		
	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算		
	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算		
	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算		
	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算				
	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算				
	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算				
	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算				

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1011	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,058	1月につき
	1015	訪問型サービス11日割		1,176単位	日割の場合 ÷30.4日	39単位	35 1日につき
	1021	訪問型サービス12		(2) 1週に2回程度の場合		2,114	1月につき
	1025	訪問型サービス12日割		2,349単位	日割の場合 ÷30.4日	70単位	70 1日につき
	1031	訪問型サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,354	1月につき
	1035	訪問型サービス13日割		3,727単位	日割の場合 ÷30.4日	111単位	111 1日につき
	1071	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算			200単位加算	200 1月につき

サービスコード		サービス内容略称		算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目									
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798単位	1,798単位		1,798	1月につき		
	1112	通所型サービス11日割			日割の場合	÷30.4日	59単位	59	1日につき	
	1121	通所型サービス12					3,621単位	3,621	1月につき	
	1122	通所型サービス12日割			日割の場合	÷30.4日	119単位	119	1日につき	
	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算		-18	1月につき	
	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算		-36	1月につき	
	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算		-18	1月につき	
	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
	D213	通所型業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算		-36	1月につき	
	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算			1月につき
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算			1日につき
	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376単位減算	-376	1月につき	
	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		752単位減算	-752	1月につき	
	5612	通所型送迎元減算			事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき	
	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240	1月につき	
	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50	1月につき	
	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200	1月につき	
	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算		150	1月につき	
	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算		160	1月につき	
	6310	通所型一体的サービスの提供加算	テ 一体的サービスの提供加算				480単位加算	480	1月につき	
	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88単位加算	88	1月につき	
	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2		176単位加算	176	1月につき	
	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72単位加算	72	1月につき	
	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2		144単位加算	144	1月につき	
	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24単位加算	24	1月につき	
	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2		48単位加算	48	1月につき	
	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)		100単位	100	1月につき		
	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	1月につき		
	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)				20単位加算	20	1回につき
	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)				5単位加算	5	1回につき
	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40	1月につき	
	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の92/1000 加算				
	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の90/1000 加算				
	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の80/1000 加算				
	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の64/1000 加算				
	6381	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の81/1000 加算			
	6382	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の76/1000 加算			
	6383	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の79/1000 加算			
	6384	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の74/1000 加算			
	6385	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の65/1000 加算			
	6386	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の63/1000 加算			
	6387	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の56/1000 加算			
	6388	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の69/1000 加算			

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位
種類	項目								
	6389	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の54/1000 加算		
	6390	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の45/1000 加算		
	6391	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の53/1000 加算		
	6392	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の43/1000 加算		
	6393	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の44/1000 加算		
	6394	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の33/1000 加算		
	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場 合	事業対象者・要支援1	1,798単位		定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
	8002	通所型サービス11日割・定超			59単位			41	1日につき
	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位			2,535	1月につき
	8012	通所型サービス12日割・定超			119単位			83	1日につき
	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場 合	事業対象者・要支援1	1,798単位		看護・介護職員が欠員の 場合 × 70%	1,259	1月につき
	9002	通所型サービス11日割・人欠			59単位			41	1日につき
	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位			2,535	1月につき
	9012	通所型サービス12日割・人欠			119単位			83	1日につき